

# 後発医薬品の薬価等の見直しについて

---

- **特許切れ医薬品の情報収集・分析・提供体制の再構築について**
  - 本抜本改革を実施する上で、特許切れ医薬品の情報収集・分析・提供体制の再構築は必須条件であり、社会の要請でもある。
  - 厚生労働省、関係団体と連携し、その再構築に積極的に貢献して行きたい。
- **価格帯の集約について**
  - 従前主張してきたとおり、価格帯の集約ルールはさまざまな問題を内包している。1価格帯への集約は、その問題が非常に大きくなる。
  - 後発医薬品への置換え期間終了後、後発医薬品を1価格帯に集約する際には、大きな問題が生じないように、例えば3価格帯のものはいったん2価格帯にするなど、十分な緩和措置を講じるべきである。

8

## 総括

---

- 新薬創出等加算について、対象を限定し、かつ対象品目ほとんどの薬価が維持されないという見直しは再考を求めたい。
- 長期収載品に依存した経営モデルからの構造転換が求められていることは理解しており、今回の提案は一つの考え方ではあるが、特許期間中の新薬の薬価が維持される仕組みとセットで検討されるべきものである。
- 薬価制度の抜本改革に際しては、企業に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、十分な激変緩和措置が不可欠である。

9